

第7章 計画の推進体制・評価

1 計画の推進体制

本計画では、市民一人ひとりが主体的に健康づくりを行うこと、また、地域やさまざまな機関と連携し、実践しやすい環境づくりを重視していきます。「市民との協働」、「関係機関・団体等との連携」及び「行政における連携」に取り組みながら、計画を推進していきます。

【市民との協働】

市民と市が、互いに役割を担い協働関係を築きながら、健康づくりを推進していきます。

【関係機関・団体等との連携】

市民の健康づくりは、地域や団体、学校、企業、医療機関等が一体となって取り組むことが大切です。本計画は、さまざまな活動組織等との情報交換や意見交換等を行いながら、推進していきます。

【行政における連携】

秘書政策課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、保険年金課、農政課、教育委員会等と健康づくり推進課が相互に連携を図りながら、全庁的に市民の健康づくりに取り組みます。

2 計画の評価体制

本計画においては、推進と同時に数値目標の評価、関係各課での施策の項目見直しと合わせた評価を実施します。評価に当たっては数値的な評価のみならず、「目標がどの程度達成されたか」という結果のアウトカム評価だけでなく、「目標達成を目指して何を行ったのか」、「そのためにどのようなことに取り組んだのか」、「事業の進捗状況はどうか」のプロセス（過程）を重視し評価します。

関係各課での施策の項目の見直しと併せて、評価を実施します。

